

職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦について

文 部 科 学 大 臣 殿

令和7年7月31日

下記の専修学校の専門課程を職業実践専門課程として認定する課程として推薦します。

記

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地					
横浜呉竹医療専門学校		平成14年1月11日		坂本 歩		〒 222-0033 (住所) 神奈川県横浜市港北区2-7-24 (電話) 045-471-3731					
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地					
学校法人 呉竹学園		昭和31年10月17日		坂本 歩		〒 160-0008 (住所) 東京都新宿区四谷三栄町16-12 (電話) 03-3341-4043					
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度		高度専門士認定年度		職業実践専門課程認定年度		
医療	医療専門課程		鍼灸マッサージ科 午後コース		平成29(2017)年度		-		-		
学科の目的		あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の規程に基づき、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうに関する専門的知識及び技術を修得させ、職業若しくは實際生活に必要な能力の育成と教養の向上を図るとともに、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に求められる、より実践的かつ専門的な能力を育成するため、関連企業、関係施設、業界団体等の企業等と密接に連携しながら、組織的かつ主体的に専攻分野における実務の知識、技術、技能等を教授することにより、職業教育の水準の維持向上を図り、もって生涯学習の振興に資することを目的とする。									
学科の特徴(主な教育内容、取得可能な資格 等)		学科の教育内容は、基礎分野・専門基礎分野・専門分野の3領域から構成され、一般教養科目から解剖学・生理学などの基礎医学科目、さらに東洋医学などの専門科目(実技・臨床実習含む)までを体系的に網羅した教育内容の特徴とし、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の3つの国家資格取得を目指す学科である。									
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技			
3年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入	2,838 単位時間	1,866 単位時間	- 単位時間	180 単位時間	- 単位時間	792 単位時間			
			- 単位	- 単位	- 単位	- 単位	- 単位	- 単位			
生徒総定員	生徒実員(A)		留學生数(生徒実員の内数)(B)		留學生割合(B/A)		中退率				
120 人	105 人		0 人		0%		10 %				
就職等の状況	■卒業者数(C)		30 人								
	■就職希望者数(D)		26 人								
	■就職者数(E)		26 人								
	■地元就職者数(F)		11 人								
	■就職率(E/D)		100 %								
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		42 %								
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		87 %								
	■進学者数		4 人								
	■その他										
	なし										
(令和 6 年度卒業者に関する令和 6 年 5 月 1 日時点の情報)											
■主な就職先、業界等											
(令和6年度卒業生)											
訪問マッサージ、鍼灸治療院、接骨院、病院・医院、独立開業等											
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: - 受審年月: - 評価結果を掲載したホームページURL -				無						
当該学科のホームページURL	https://www.kuretake-yokohama.ac.jp/										
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)										
	総授業時数		2,838 単位時間								
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		252 単位時間								
	うち企業等と連携した演習の授業時数		単位時間								
	うち必修授業時数		252 単位時間								
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		252 単位時間								
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		単位時間								
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		単位時間								
	(B: 単位数による算定)										
	総単位数		- 単位								
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数		単位								
	うち企業等と連携した演習の単位数		単位								
	うち必修単位数		単位								
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数		単位								
	うち企業等と連携した必修の演習の単位数		単位								
	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)		単位								
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者		(専修学校設置基準第41条第1項第1号)								
	② 学士の学位を有する者等		(専修学校設置基準第41条第1項第2号)								
	③ 高等学校教諭等経験者		(専修学校設置基準第41条第1項第3号)								
	④ 修士の学位又は専門職学位		(専修学校設置基準第41条第1項第4号)								
	⑤ その他		(専修学校設置基準第41条第1項第5号)								
	計		12 人								
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		9 人								

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

専攻分野(医療)に関する業界のニーズ、人材の動向、最新の専門知識・技術等を把握するため、施術所、医療機関、介護福祉施設、職能団体及び学術団体等(以下、企業等という。)の役職者及び有識者で構成される教育課程編成委員会を設置し、企業等の高い見識、専門性を活かして、実践的かつ専門的な職業教育を推進するため、企業等と連携して教育課程の編成、授業科目の開発、授業内容の改善・工夫・評価等を行うことを基本方針とする。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は、「学校法人呉竹学園教育課程編成委員会規則」及び「呉竹鍼灸柔整専門学校教育課程編成委員会実施要綱」の規定に基づき運営されている。教育課程編成委員会は、年2回以上開催することとし、校長が招集する。教育課程編成委員会では、作業部会(教育課程編成会議)での検討事項や教育課程の編成に関する事項について審議するほか、企業等の要請、意見、助言等に基づいて教育実施計画書及び事業計画を策定し、所定の決裁を受ける。年度末には教育課程における学修成果等を作業部会にて検証し、その結果を教育課程編成委員会に報告したうえで、評価を受ける。評価結果については次年度にフィードバックすることで、教育課程編成における一連のPDCAを実践している。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
大淵 真	一般社団法人 神奈川県鍼灸マッサージ師会 会長	令和7年4月～令和8年3月	①
草山 真紀夫	公益社団法人 神奈川県鍼灸師会 会長	令和7年4月～令和8年3月	①
金城 岳大	株式会社リライフ みどりの風 代表	令和7年4月～令和8年3月	③
佐久間 裕之	源和鍼灸院 院長	令和7年4月～令和8年3月	③
阿久津 弘宣	なおしや はり灸整骨院 院長	令和7年4月～令和8年3月	③
田代 優樹	たしろ鍼灸接骨院 院長	令和7年4月～令和8年3月	③
坂本 歩	横浜呉竹医療専門学校 校長		—
稲葉 崇	横浜呉竹医療専門学校 鍼灸マッサージ科・鍼灸科 科長		—
渡邊 茂隆	横浜呉竹医療専門学校 鍼灸マッサージ科・鍼灸科 附属施術所所長		—
江副 史郎	横浜呉竹医療専門学校 鍼灸マッサージ科・鍼灸科 科長補佐		—
津金 達也	横浜呉竹医療専門学校 事務長		—
大久保 和弥	横浜呉竹医療専門学校 事務長補佐		—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、

地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (7月、12月)

(開催日時(実績))

第1回 令和6年7月17日 15:00～16:00

第2回 令和6年12月18日 15:00～16:00

第3回 令和7年7月16日 15:00～16:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

学則別表の授業科目に定める臨床実習の教授内容について改善検討を行った。臨床実習は各学年ごとに段階的な目標を設定しているが、中でも学外施設での臨床実習については医療従事者を育成する上で欠かせない現場体験ができる貴重な機会であり、現場で学ぶべきことや身につけるべき素養について意見交換を行い、実習前の段階の態度、身なり、目標設定などについて教育上必要な措置を講じることとした。一方でコミュニケーションが苦手な学生、挨拶ができない学生、電話が苦手な学生、自ら積極的に質問をしない学生など課題があることから、それらの対策としてやるべきことのチェックリストを作成し、チェックリストに基づいて行動できるように試行を重ねることとした。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

企業等から派遣された経験豊富な講師を起用し、日常の臨床経験を活かした実践的且つ専門的な実技実習を行うことを基本方針とする。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

協定を締結した企業等で活躍する現場の施術者であって且つ教員資格を有する者を講師として招き、授業計画に基づいて臨床経験を活かした実践的な授業を行うとともに、各学期毎に試験による成績評価を行うことで学修成果を把握し、その結果をもとに必要に応じて補講等を行うなど技術修得のサポートを行っている。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	企業連携の方法	科目概要	連携企業等
あん摩マッサージ指圧実習－１	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	あん摩・マッサージ・指圧の各手技の施術技能を身に付ける。	ウエルネスかとう治療室
あん摩マッサージ指圧実習－１	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	あん摩・マッサージ・指圧の各手技の施術技能を身に付ける。	さいわい訪問マッサージセンター
あん摩マッサージ指圧実習－２	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	あん摩・マッサージ・指圧の各手技の施術技能を身に付ける。	さいわい訪問マッサージセンター
はり・きゅう実習－２	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	はり・きゅうの応用的な施術技能を身に付ける。	三宝ホリスティックガーデン
はり・きゅう実習－３	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	はり・きゅうの臨床に対応した技能(生体観察含む)があるのかを確認し、施術技能を身に付ける。	山王リバース鍼療院

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

「学校法人呉竹学園研修規程」において、①学校は、教職員の専門性の向上と人材育成を目的として計画的に研修を受講させるほか、教職員が自己啓発により自ら学ぶことを奨励する。②学校は、教職員に対し常に関連分野における先端的知識を得られる環境を与え、資質の向上を図り、もって教育目標の実現に努める。③学校は、研修や自己研鑽による教職員のスキルアップを評価し、考課を行う。ことを基本方針として規定している。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名：	全日本鍼灸学会 学術大会	連携企業等：	(公社)全日本鍼灸学会
期間：	令和6年5月25日～26日	対象：	専任教員
内容	他職種連携に基づく災害保険医療活動、慢性疼痛ガイドライン、生殖医療における鍼灸の役割等		
研修名：	東洋療法学校協会 学術大会	連携企業等：	(公社)東洋療法学校協会
期間：	令和6年10月10日	対象：	専任教員
内容	最新科学が解き明かす鍼灸とファシアとの関係、頭鍼療法の臨床等		
研修名：	呉竹医学会 学術大会	連携企業等：	医療機関、養成施設、治療院等
期間：	令和6年9月28日	対象：	専任教員
内容	疼痛性疾患、物理療法による疼痛へのアプローチ、慢性疼痛疾患に関する治療法、頭痛に対する経絡治療等		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名：	東洋療法学校協会 教員研修会	連携企業等：	(公社)東洋療法学校協会
期間：	令和6年8月8日～9日	対象：	専任教員
内容	感情のリテラシー学生のやる気向上、タブレット導入、東洋医学の思想や医学		
研修名：	解剖見学実習	連携企業等：	鶴見大学歯学部
期間：	令和6年7月29日～30日	対象：	専任教員
内容	人体の形態と機能に関する指導力の向上		

研修名： 卒後臨床講習会 期間： 令和6年7月28日、8月25日、令和7年2月16日 内容 疾患別の固定、巻き爪治療の実際	連携企業等： 医療機関、治療院等 対象： 専任教員
(3) 研修等の計画	
① 専攻分野における実務に関する研修等	
研修名： 全日本鍼灸学会学術大会 期間： 令和7年5月31日～6月1日 内容 フェムテックによる女性のWell-beingに貢献する鍼灸、エビデンスに基づく新たな医療モデル、レッドフラッグ等	連携企業等： (公社)全日本鍼灸学会 対象： 専任教員
研修名： 東洋療法学校協会 学術大会 期間： 令和7年9月30日 内容 東洋医学から学ぶ心の持ち方とコミュニケーション術	連携企業等： (公社)東洋療法学校協会 対象： 専任教員
研修名： 呉竹医学会 学術大会 期間： 令和7年10月4日 内容 鍼灸・柔整研究の進むべき道、基礎研究が導く鍼灸・柔整の未来、うつ病に対する鍼灸治療、訪問鍼灸等	連携企業等： 医療機関、養成施設、治療院等 対象： 専任教員
② 指導力の修得・向上のための研修等	
研修名： 東洋療法学校協会 教員研修会 期間： 令和7年8月7日～8日 内容 スポーツ現場求めるトレーナーのスキルとマインド、分かりやすい授業のためにICTができること等	連携企業等： (公社)東洋療法学校協会 対象： 専任教員
研修名： 解剖見学実習 期間： 令和7年8月21日～22日 内容 人体の形態と機能に関する指導力の向上	連携企業等： 鶴見大学歯学部 対象： 専任教員
研修名： 卒後臨床講習会 期間： 令和7年6月29日、7月13日、8月3日 内容 物理療法セミナー、足関節捻挫の外固定、投球動作の評価と運動療法	連携企業等： 医療機関、治療院等 対象： 専任教員
4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係	
(1) 学校関係者評価の基本方針 専修学校における学校評価ガイドラインに基づき、学校が自ら行う自己点検・自己評価の結果に対して、外部の学校関係者の意見や評価を柔軟に取り入れ、教育活動の改善を図るとともに、自己点検・自己評価の客観性・透明性を確保し、適正且つ健全な学校運営を維持することを基本方針とする。	
(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応	
ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	教育理念・目的・目標
(2) 学校運営	学校運営
(3) 教育活動	教育課程、教育の実施、学修成果、教育実施組織、教員
(4) 学修成果	教育課程、教育の実施、学修成果
(5) 学生支援	学生支援
(6) 教育環境	教育環境
(7) 学生の受入れ募集	学生の受入れ
(8) 財務	教育活動の基盤と改善・向上の取組
(9) 法令等の遵守	教育活動の基盤と改善・向上の取組
(10) 社会貢献・地域貢献	教育活動の基盤と改善・向上の取組
(11) 国際交流	
※(10)及び(11)については任意記載。	
(3) 学校関係者評価結果の活用状況	
① 学生一人ひとりの学習行動、成長実感、満足度等を体系的に把握し、教育活動等の点検・評価・改善等を行うことを目的とした学生満足度調査を実施すべきとの提言に基づき、「令和6年度学生満足度調査・学生生活実態調査」を実施した。 ② 業界団体との交流の促進、在校生のキャリアアップに資するよう、業界団体が主催する学術講習会の会場を提供した。 ③ 卒業生との連携において、卒業後は学校と疎遠になりやすく同窓会主催の講演会や卒後臨床講習会、懇親会等の参加状況等に課題を有していることから、卒業生との結びつきを向上させるため、講演会の内容、実施方法、案内方法などを見直しとともに、卒業生への調査実施に向けて準備を行った。 ④ 学生募集について、高校生を意識した募集活動を強化すべきとの提言から、ホームページやパンフレット等を全面的に見直し、若年層に訴求しやすい内容に変更を行った。	

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
齋藤 武久	公益社団法人 神奈川県柔道整復師会 会長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員
大淵 真	一般社団法人 神奈川県鍼灸マッサージ師会 会長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員
草山 真紀夫	公益社団法人 神奈川県鍼灸師会 会長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員
金城 岳大	株式会社リライフ みどりの風 代表	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員
佐久間 裕之	源和鍼灸院 院長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員
阿久津 弘宜	なおしや はり灸整骨院 院長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員
木ノ内 秀効	田子浦鍼灸接骨院 院長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員
鈴木 昌子	すずき整骨院 院長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員
田代 優樹	たしろ鍼灸接骨院 院長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/evaluation/>

公表時期: 令和7年7月31日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

専門学校における情報提供等への取組に関するガイドラインに基づき、学校の教育活動・運営等に関するさまざまな情報を広く提供することにより、企業等の学校関係者に対して本校の取り組み状況等の周知を図るとともに、評価や助言等を得やすい環境を整備し、以て教育活動の改善及び社会的地位向上に資することを基本方針とする。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	学校概要、設置目的、教育理念、運営方針、校長名、所在地、連絡先、沿革等
(2)各学科等の教育	各科の概要(定員・修業年限等)、カリキュラム、シラバス、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー、取得資格率、卒業率、就職率等
(3)教職員	教職員数、教員プロフィール等
(4)キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育の取組及び実施報告、就職支援等
(5)様々な教育活動・教育環境	学校行事、課外活動等
(6)学生の生活支援	指定学生寮、健康管理、学生相談等
(7)学生納付金・修学支援	学生納付金、奨学金・教育ローン、学校独自の奨学金、経済的支援措置等
(8)学校の財務	事業報告書、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、監査報告書
(9)学校評価	自己点検自己評価及び学校関係者評価の結果
(10)国際連携の状況	上海中医薬大学学術交流
(11)その他	職業実践専門課程の基本情報

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: https://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/public_info/

公表時期: 令和7年7月31日

授業科目等の概要

(医療専門課程 鍼灸マッサージ科 午後コース)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企 業 等 と の 連 携
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
1		○		総合基礎Ⅰ	科学的・理論的思考力を育てると同時に、人間性を高め、自主的な判断力を培い、生命倫理や人権とその尊厳について理解を深め、国際化・情報化社会に対応できる能力を養う。また施術者としてのコミュニケーション能力を高める。	1 前	120	8	○			○			○	
2		○		総合基礎Ⅱ	科学的・理論的思考力を育てると同時に、人間性を高め、自主的な判断力を培い、生命倫理や人権とその尊厳について理解を深め、国際化・情報化社会に対応できる能力を養う。また施術者としてのコミュニケーション能力を高める。	2 前	90	6	○			○			○	
3	○			人体構造機能学Ⅰ－1	解剖学 人体の構造について学習する。	1 通	72	4	○			○		○		
4	○			人体構造機能学Ⅰ－2	解剖学 人体の構造と運動について学習する。	2 通	72	4	○			○		○	○	
5	○			人体構造機能学Ⅱ－1	生理学 人体の機能について学習する。	1 通	72	4	○			○		○		
6	○			人体構造機能学Ⅱ－2	生理学 人体の機能について学習する。	2 通	72	4	○			○		○	○	
7	○			疾病・傷害の診断と治療学Ⅰ	臨床医学総論 臨床医学の基礎となる診察から治療までの過程に必要な医学的知識や診断技術を学習する。	1 後	36	2	○			○		○		
8	○			疾病・傷害の診断と治療学Ⅱ－1	臨床医学各論 臨床各科における疾病・疾患について学ぶ。	1 後	36	2	○			○		○		
9	○			疾病・傷害の診断と治療学Ⅱ－2	臨床医学各論 臨床各科における疾病・疾患について学ぶ。	2 通	72	4	○			○		○		
10	○			疾病・傷害の診断と治療学Ⅲ	衛生学・公衆衛生学 疾病の予防、健康の維持増進を図るための自然科学的、社会科学的原理を理解する。また社会保障制度を学習する。	1 後	36	2	○			○		○		
11	○			疾病・傷害の診断と治療学Ⅳ	リハビリテーション医学 リハビリテーションを理解するための運動学の基礎、身体各部の機能を学ぶ。	2 後	36	2	○			○		○		

12	○		疾病・傷害の診断と治療学Ⅴ	病理学 疾病の原因や病変の成り立ち、臓器・組織の形態的变化、機能的傷害など、疾病の本態を理解する。	2前	36	2	○			○	○		
13	○		保健と医療Ⅰ	医療入門 医の倫理を含めた職業倫理など医療人としての基礎を学習する。	1前	36	2	○			○	○		
14	○		保健と医療Ⅱ	関係法規・医療概論 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師に関する法律上の規程や社会保障制度について学ぶ。	3前	36	2	○			○	○		
15	○		基礎東洋医学Ⅰ	東洋医学概論 東洋医学の起源、理論、疾病観を学ぶ。	1通	72	4	○			○	○	○	
16	○		基礎東洋医学Ⅱ	経絡経穴概論 経絡・経穴の基礎について学習する。	1通	72	4	○			○	○	○	
17	○		基礎東洋医学Ⅲ	あん摩マッサージ指圧、はりきゆう理論 あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゆうの意義、手技、生体に及ぼす作用等を学習する。	2後	36	2	○			○	○		
18	○		基礎東洋医学Ⅳ	東洋医学臨床論 東洋医学、西洋医学の各観点から、病態・病症に応じた適切な診察、治療方法を学ぶ。	2後	36	2	○			○	○	○	
19	○		臨床東洋医学Ⅰ	東洋医学概論 東洋医学の診断論、治療論を学ぶ。	2前	36	2	○			○	○	○	
20	○		臨床東洋医学Ⅱ	経絡経穴概論 経脈の流注・経穴の取穴法について学習する。	2後	36	2	○			○	○	○	
21	○		臨床東洋医学Ⅲ	あはき理論総合・衛生管理 あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゆうの生体に及ぼす作用や健康の維持増進を図るための方策を学ぶ。	3通	72	4	○			○	○		
22	○		臨床東洋医学Ⅳ	東洋医学臨床論 東洋医学、西洋医学の両面から生態観察を行い、病態生理を理解した上であはきが適応する疾患について学ぶ。	3通	72	4	○			○	○	○	
23	○		臨床東洋医学Ⅴ	あはき生理学 あん摩マッサージ指圧、はり、きゆうが人体の生理的な機能に及ぼす作用について学習する。	3通	72	4	○			○	○		
24	○		臨床東洋医学Ⅵ	あはきリハビリテーション医学・病理学 あん摩マッサージ指圧、はり、きゆうが人体の機能に及ぼす作用について学び、疾病の本態を理解する。	3通	72	4	○			○	○		
25	○		東洋医学と社会学Ⅰ	東洋医学特論 東洋医学概論と経絡経穴概論を結びつけ、東洋医学を多角的に学ぶ。	2前	36	2	○			○	○		

[illegible]

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：実技を含めた各科目の年間成績評価が60点以上の者で、実技認定試		1 学年の学期区分	2 期
履修方法：各学年毎に定められた必要な授業科目（単位）をすべて履修しなけ		1 学期の授業期間	18 週

（留意事項）

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。